

随意契約理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター（水処理）No. 1-
2 送風機始動用抵抗器補修工事

工事場所： 泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている送風機始動用抵抗器が経年劣化により不具合が発生しているため、不良機器の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該機器は、いわゆる汎用機器ではなく、北部水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、送風機の始動特性に対する検討、電動機との適合性など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う機器の製作と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した三菱電機株式会社関西支社から補修業務を業務移管された三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。